



平成28年度 地方分権改革に関する提案募集

奨学金事務にかかるマイナンバーの 利用主体の拡大について



重点番号23:マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し(兵庫県)

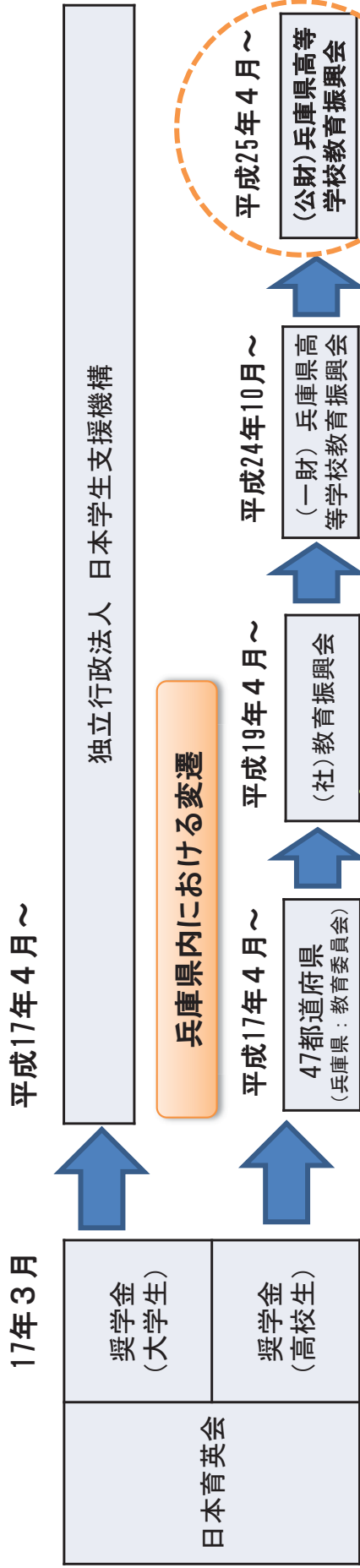
平成28年7月15日



兵庫県

奨学金事務にかかるとマイナンバーの利用主体の拡大

奨学金事務 実施主体の変遷



【本県から社団法人教育振興会に事業移管された経緯】

国からの要請に基づき平成14年度から実施していた奨学金事業(国庫補助1/2)に、日本育英会の高校奨学金事業を統合・一元化

現行法令上の取扱い

実施主体	対象者	マイナンバーの利用
独立行政法人 日本学生支援機構	大学生	○
都道府県	高校生	○
地方自治体等が奨学金事業のために設立した 公益財団法人	高校生	×

提案内容

奨学金申請者の負担を軽減するため、奨学金事業のために地方公共団体等が設立した公益財団法人でも、独立行政法人日本学生支援機構と同様に、マイナンバーを利用できるようにすること

奨学金事務における現状と課題

現状

奨学金事業については、日本育英会が実施していた高等学校奨学金事業のうち、都道府県等が実施することとなったものであるが、都道府県が公益財団法人を設立し奨学金事業を実施している場合、マイナンバーの利用が出来ない。

課題

同申請であっても、実施主体の違いによりマイナンバー情報の取得の可否が変わり、申請者間に申請に伴う負担の差が生じる。

提案に基づく改正案

番号法を改正し、日本育英会が実施していた高等学校奨学金事業のうち、都道府県が実施することになった事業について、都道府県から事務の移管を受けた公益財団法人も情報照会できる旨を明記する。

提案実現による効果

申請者

奨学金の①採用申請、②猶予申請、③免除申請等の提出書類が簡略化され、申請に伴う負担が軽減

公益財団法人

所得把握等が容易になることによる事務の効率化・迅速化

提案実現への課題

- 情報漏えいリスクに対するセキュリティ対策
- 情報連携での地方公共団体向けの間接サービスの利用

奨学金事務の流れ

現状

各申請者

提出

- ①申請書
- ②連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③所得に関する証明書類

各学校

取りまとめ、提出

奨学生選考委員会にて
奨学生決定の上新知

公益財団法人

審査

補助

奨学金の貸付金

委託

奨与奨学金の返還業務

県

返還

貸与

改正後

各申請者

提出

- ①申請書
- ②連帯保証人の印鑑登録証明書

各学校

取りまとめ、提出

奨学生選考委員会にて
奨学生決定の上新知

公益財団法人

審査・所得確認
(マイナンバー)

補助

奨学金の貸付金

委託

奨与奨学金の返還業務

県

返還

貸与

マイナンバーを必要とする事務及び処理件数

事業名	区分	件数	提出書類	
			現行	制度改正後(案)
(公財)兵庫県高等学校教育振興会 高等学校奨学金	予約採用 在学採用 申請	約2,000	①奨学資金貸与申請書 ②連帯保証人の印鑑証明書 ③課税(所得)証明書、源泉徴収票等	①奨学資金貸与申請書 ②連帯保証人の印鑑証明書 マイナンバー対応
	返還期限 猶予申請	(現在) 約1,600	①猶予申請書 ②猶予事由を確認できる書類 (在学証明書、雇用保険受給証明書等)	①猶予申請書 ②猶予事由を確認できる書類 (在学証明書、マイナンバー対応)
<p>■所得基準による返還猶予制度の導入を検討中 (新規申請600件/年×10年間)</p>				
(旧)高等学校奨学金(県実施分) (旧)地域改善対策奨学金(県実施分)	返還免除 申請	約10	①猶予申請書 ②課税(所得)証明書、源泉徴収票等	①猶予申請書 マイナンバー対応
	返還者等 の 現況確認	約1,000	①免除申請書 ②免除事由を確認できる書類 (身体障害者手帳等)	①免除申請書 マイナンバー対応
			所在不明者について、 ①住基ネットによる追跡調査を県に依頼 (条例改正による独自利用事務) ②市町役場へ第三者申請による追跡調査 (住民票の取得)を実施	同左

(公財)兵庫県高等学校教育振興会の概要

設立目的

兵庫県内の高等学校教育の振興を図るため奨学資金の貸与及び給付を行う。

出資状況

社団法人兵庫県高等学校教育振興会 200万円
 兵庫県私立中学高等学校連合会 100万円

役員

理事長 兵庫県副知事
 副理事長 兵庫県教育長
 副理事長 兵庫県私立中学高等学校連合会理事長

事務局職員

28人（兵庫県派遣者6人、プロパー1人、非常勤職員21人）

主な事業運営財源内訳

平成27年度実績

区分	事業運営費 総計 (1,872百万円)	
支出	奨学資金貸付金 (1,709百万円)	事務費 (163百万円)
収入	奨学金返還収入 (1,070百万円)	県補助金等 (802百万円)

貸与者数 5,575人、返還管理者数 14,866人

【参考法令】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

【別表】第一（第9条関係）

次の行政機関、地方公共団体独立行政法人等は、表内事務に関して、個人番号を利用することができる。

八十一の項

独立行政法人 日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
--------------------	---

【別表】第二（第19条、第21条関係）

情報照会者が、次に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報提供を求めた場合は、当該特定個人情報提供をすることができる。

百六の項

情報照会者	独立行政法人日本学生支援機構	
情報提供者、 特定個人情報	事務	独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
	1	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	2	都道府県知事 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
	3	都道府県知事等 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
	4	市町村長 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
	5	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
6	厚生労働大臣 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

